

発行日 2025 年 11 月 1 日

隣組回覧



「よろずなんでも相談所」開設のご案内

～毎日の暮らしの中でお悩みはありませんか？～

「いじめ・体罰」などに関する問題、家庭内における様々な問題、プライバシーに関する問題などの心配ごとに、人権擁護委員が丁寧に相談に応じます。

お気軽にご相談ください。なお、相談は無料で、秘密は固く守られます。

日時 2025 年 11 月 18 日 (火)

午前 10 時～正午

※事前の予約が必要です

場所 須坂市人権交流センター

問合せ先

人権に関する総合相談窓口

須坂市人権交流センター

電 話

026-245-0909

●他市町村の特設相談所でも相談ができます。

日 程	相 談 時 間	開 催 場 所
5 日 (水)	午後 1 時 30 分～3 時 30 分	小布施町 北斎ホール
21 日 (金)	午後 1 時～4 時	長 野 市 川中島町公民館
27 日 (木)	午後 1 時～5 時	千 曲 市 戸倉創造館

★下記のとおり電話での法務局相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

みんなの人権 110 番

0570-003-110

こどもの人権 110 番(通話料無料) 0120-007-110

月～金(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

長野人権擁護委員協議会、長野・飯山地域人権啓発活動ネットワーク協議会

須坂市人権交流センターに、「総合相談窓口」を開設しています。

月～金 午前 9 時～午後 5 時 (ただし 年末年始及び祝祭日は除く)

電話 026-245-0909

裏面の人権啓発コーナーをご覧ください。

じどうぎゃくたい 児童虐待

しつけと言われて、親から暴力を受ける子がいる

子どものためを思っているしつけ。しかし、その行為が行き過ぎると、
子どもを傷つける虐待になってしまいます。

身体への暴力だけが虐待ではない

児童虐待のサイン

子どもの健全な成長を妨げる虐待には、
暴力以外にも、さまざまなケースがあります。

身体的虐待

殴る・蹴る・
熱湯をかける など

性的虐待

性的な行為をしたり、
させたり など

養育放棄（ネグレクト）

食事を与えない・家に閉じこめる など

心理的虐待

他の兄弟・姉妹などと比べて差別する、言葉で脅す、
無視する、目の前で家族に暴力を振るう など

(例) 子どもの様子

不自然な傷やあざ、
たばこなどの火傷

家に帰りたがらない
親との接触を避ける

無気力・摂食障がい・
発達の遅れ

など



●虐待を受けていると思われる子どもがいたら、

市の相談窓口や児童相談所に連絡しましょう

子どものための相談窓口

須坂市教育委員会・子ども課・・・☎026-248-9026

須坂市福祉事務所・・・☎026-248-9003

長野県児童虐待・DV24時間ホットライン ☎026-219-2413